

総社市教育委員会告示第6号

総社市特例保育施設補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和6年3月21日

総社市教育委員会教育長 久山延司

総社市特例保育施設補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の特例保育施設の保育環境の改善等を図るため、予算の範囲内において、総社市特例保育施設補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特例保育施設 市内に所在する認可外保育施設のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとして総社市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める施設をいう。

ア 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙)に規定する証明書の交付を受けていること。

イ 7時から19時までの間を原則とし、8時間以上の保育を実施していること。

ウ 市内に住所を有する未就学児の保育を月15日以上実施していること。

エ 幼稚園と同様の教育を保育の内容とする認可外保育施設(事業所内保育施設(事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設をいう。)を含む。)でないこと。

(2) 保育士等 特例保育施設に勤務する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 当該特例保育施設において、1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務していること。

イ 4月1日から翌年3月31日までの期間に、当該特例保育施設に6箇月以上(育児休業及び疾病その他の理由により休職した期間を除く。)勤務していること。

ウ 当該特例保育施設と1年以上の労働契約を締結していること。

(交付対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

(1) 保育環境整備事業(特例保育施設の保育環境を整備するための事業をいう。)

(2) 保育士等支援金交付事業(雇用する保育士等へ支援金を交付するための事業をいう。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象事業ごとに教育委員会が別に定める額とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする特例保育施設の代表者(以下「代表者」という。)は、教育委員会が指定する日までに、申請書に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定通知書により代表者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 教育委員会は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、代表者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の交付の決定を受けた代表者は、請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 補助金の交付を受けた代表者は、交付対象事業の遂行及び支出の状況について、教育委員会から要求があったときは、速やかに当該要求があった事項について報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 教育委員会は、交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添）その他の従うべき法令に違反した場合

(3) 前条に規定する報告を行わなかった場合その他教育委員会の付した条件又は指示に違反した場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。